様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

申請者

都留市長　　　　　　　印

第２子以降３歳未満障害児通所支援利用者負担額助成金支給（不支給）決定通知書

　年　月　日に申請のありました第２子以降３歳未満障害児通所支援利用者負担額助成金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受給者証番号 |  |
| 支給決定保護者氏名 |  |
| 給付決定に係る子ども氏名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付年月日 | 　　　年　月　日 | 決定年月日 | 　　　　年　月　日 |
| 支給 | □　する　　　　　　　□　しない |
| 申請に係るサービス利用月 | 年　　月　～　　　　　年　　月　分 |
| 本人支払額 | 　　　　　　　円 | 支給金額 | 　　　　　　　　円 |
| 不支給の理由 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 種目 |  | 口座番号 |  |
| 口座名義人 |  |

　※　振込予定日：　　　　年　　月　　日

不服申立て及び取消訴訟

1　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に都留市長に対し審査請求をすることができます。

2　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６月以内に都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

　(1)　審査請求があった日から３月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。